

# 安平町町民自治推進委員会

## ～第3期推進委員の選定に向けて～

まちづくりへの町民参画と協働をより一層深めるため、「安平町まちづくり基本条例」や「安平町町民参画推進条例」を作ることで終わりにするのではなく、「育てる条例」として、制定された後も「きちんと運用されているか」、「修正するべきところはないか」など、その運用状況を町民主体でチェックしていくための調査・審査機関に町民自治推進委員会を設置しており、これまで第1期と第2期の推進委員に活動をしていただきました。

これより第2期推進委員の委嘱期間の任期満了に伴い、安平町町民自治推進委員会条例第3条第1項第1号及び第3号に基づき、第3期推進委員の選定を行ってまいります。

### ①町民自治推進委員会の委員組織について

町民自治推進委員会は、次の区分により町長が委嘱した12名以内の委員で組織されます。

- (1)住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- (2)学識経験のある方
- (3)地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- (4)その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

### ②町民自治推進委員会の役割・任期・報酬等について

#### (1)役割

まちづくり基本条例の運用状況や町民参画の実施状況、条例の見直しについて、町長の諮問に応じて調査を行い、答申や提言を行う役割です。

#### (2)任期

委嘱の日から2年間（なお、第1回目の会議は、5月中旬の予定です。）

#### (3)報酬

町が定める「非常勤特別職の報酬・費用弁償条例」の規定により報酬をお支払いいたします。

### ③委員委嘱に向けた手続きについて

#### (1)住民基本台帳（選挙人名簿登録者）から無作為に選ばれた方の手続き

- ・300名を無作為に選び、封書を送付します。
  - ※無作為に選んだ300名の方への封書の送付は3月12日頃を予定しています。
- ・封書が届き、委員になることを希望される方は、同封するハガキを役場へ返信します。
  - ※希望されない方は返信する必要はありません。
- ・返信があった方に対して再度役場から会議開催日等をお知らせする依頼文を送付します。
  - ※希望者が多数の場合は、抽選となる場合があります。

#### (2)地域コミュニティ団体の構成員の委嘱手続き

- ・町内に34団体ある自治会、町内会など地域コミュニティ団体は、4つの連合会に区分し、団体間の協議により委員となる方の推薦を依頼いたします。  
（安平地区1名、早来地区1名、遠浅地区1名、追分地区1名の計4名を予定）

「町民参加による協働のまちづくり」という目標に向けて、町民自治推進委員会の委員の委嘱と第1回目の会議に向けた手続きを行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 問合せ・ご質問

地域推進課地域推進グループ（〒059-1931 安平町追分中央1番地40）

☎ ㊟ 7083 FAX ㊟ 3203